

ID: 3087

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	行為の中止命令等		
法令名 根拠条項	森林法 第38条第2項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第38条第2項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第38条</p> <p>2 都道府県知事は、第34条第2項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して同条第2項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日